

(別紙)

スチュワードシップ責任を果たすための方針

日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）は、「アセットオーナー」として、以下の通り、日本版スチュワードシップ・コード（令和2年3月24日改訂）におけるスチュワードシップ責任を果たすための方針を定めます。

1. 基本的な方針

私学事業団は、積立金の中長期的な投資リターンの拡大を図ることを目的として、スチュワードシップ活動に取り組みます。また、適切なスチュワードシップ責任の在り方やスチュワードシップ活動の範囲についても検討しながら必要な取り組みを行います。

2. 運用受託機関に求める取り組みに関する方針

私学事業団は、一部の資産を除き運用受託機関を通じて運用を行っていることから、運用受託機関に対して以下のことを求めます。

- (1) 私学事業団は、運用受託機関に対して、スチュワードシップコードの諸原則と「議決権行使に関する実務ガイドライン」の遵守を求めます。ただし、運用資産の特性や運用戦略等に照らして実施しない場合はその理由の説明を求めます。
- (2) 運用受託機関におけるエンゲージメント活動は、内容の「質」（企業価値を高めるための経営理念、中長期的なビジョンや事業戦略、ガバナンスの状況等）を重視することとし、運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む）の考慮に基づく建設的な対話も併せて求めます。
- (3) 運用受託機関のスチュワードシップ活動の取り組み状況について、積極的に対話（エンゲージメント）を行うことでその状況を把握するとともに、運用受託機関の自己評価等をモニタリングに活用していきます。

3. スチュワードシップ活動の公表

私学事業団は、スチュワードシップ責任を果たすための取り組みについて、年度毎にホームページで公表します。

私学事業団は、今後もより適切なスチュワードシップ責任の在り方を検討し、必要に応じて方針の見直しを実施することとします。